

特定非営利活動法人 MOVE 令和元年度事業報告

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人 MOVE は、地域の子どもと青年の自立と社会参画活動への支援、及び、子どもと青年が豊かに育つ地域社会環境づくりを推進することにより、生涯学習まちづくりの発展に寄与することを目的とし、次の事業を計画実施する。

具体的には、本法人の定款第5条の事業として、子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関するイベントの企画開催事業、子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する知識の普及啓発事業、子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する団体活動等支援事業、子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する指導者養成事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

① 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関するイベントの企画開催事業

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することで、子どもたちが地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、児童福祉法に基づくイベントの企画開催事業を実施する。

未実施

(イ) 実施場所 未実施

(ウ) 参加者 未実施

② 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する知識の普及啓発事業

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することについて正会員及びその家族と一般市民を対象に有料で開催する知識の普及啓発事業を実施。

(イ) 実施場所 (ウ) 参加者 (エ) 参加人数

・4月23日(火)

いずみ学園 PTA 学習会 MOVE の各事業所の説明 子育てにおける講話(大和町福森 多目的室)

保護者 35名 職員 1名

- ・10月9日（水）
中部中学校 職場体験（こどもセンターひかりの子）
生徒3名
- ・6月に年長児を持つ保護者に対して就学に関する説明会を無料で実施
（こどもセンターひかりの子）
- ・9月には未就園児を持つ保護者を対象に就園に関する説明会を無料で実施
（こどもセンターひかりの子）
- ・令和元年度に計画していたペアレントトレーニングについては新型コロナウイルス感染拡大にて中止

（オ）収益

0円

③ 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する団体活動等支援事業

（ア）事業内容

地域の親の会活動、障害福祉サービス事業所等の会議、集会などの依頼がある場合に会場を提供する。

未実施

（イ）実施日時

（ウ）実施場所

（エ）受益対象者の範囲及び予定人員

福祉事業に関する企画支援などを行う団体 0団体

福祉事業に関する企画支援などを行う個人 0名

（オ）収益

0円

④ 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する指導者養成事業

（ア）事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することについての知識を正会員及びその家族と一般市民を対象に開催する指導者の養成事業

未実施

（イ）実施日時

（ウ）実施場所

（エ）受益対象者の範囲及び予定人員

福祉事業に関する企画支援などを行う団体 0団体

福祉事業に関する企画支援などを行う個人 0名

（オ）収益

0円

⑤-1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(I) 居宅介護支援事業、行動援護サービス並びに移動支援事業（地域生活支援事業） 「生活支援部 花音」

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや成人障害者の地域生活及び家族の生活を支え、必要とされる家事援助・身体介護を提供することにより、対象者が地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、障害者総合支援法に基づく居宅介護支援事業、行動援護並びに移動支援（地域生活支援事業）をサービス支給決定者に対して提供した。

7月1日大和町苅安賀より大和町福森に事務所を移転。

全国的に介護従事者の採用が難しい中で、当事業所も募集を継続的にしても介護従事者としての応募は1件もない。例年通り他事業所との兼務従事者で利用希望の制限をかけつつ受け入れ継続してきている。

サービス提供責任者及び正規職員の介護従事者育成のための事例検討会等が定期的開催されてきた。

地域の相談支援事業所からの依頼で数件の新規契約あり活動中。

行動援護に関しては条件が満たされている者について順次、強度行動障害支援者養成研修を受講してもらい人材育成に努力している。

(イ) 実施日時

通年（毎週日曜、国民の休日と指定する休業日を除く7時～22時00分）

活動日数 284日

(ウ) 実施場所

当法人施設内（一宮市大和町苅安賀）

一宮市内及びその周辺地の利用者の居宅及び外出先

(エ) 従事者の人数（R2/3/31現在）

管理者1名、サービス提供責任者 2名（常勤専従1 兼務1）、ヘルパー2級3名（常勤1 非常勤2）、介護福祉士 3名（非常勤1）、初任者研修修了者 4名（常勤3名、非常勤1名） 社会福祉士1名（常勤1名）

サービス提供責任者以外は全員法人内他事業所兼務

(オ) 受益対象者の範囲及び人員

居宅介護 25人

行動援護 20人

移動支援 52人

介護給付費支給決定者 97名

(カ) 収益

居宅介護 1,304,991円 行動援護 3,804,547円
移動支援 5,855,630円

(Ⅱ) 就労移行支援事業

「ジョブステーション」

(ア) 事業内容

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行った。

平成30年4月より就職後の定着支援事業が新たな事業として創設され、同年10月より就労移行支援に付与されていた定着支援加算が終了。そのあおりを受けて大きな減収となったことに重なり、令和元年度の就労後6か月以上の定着率が3割以上4割未満から2割以上3割未満に下がり、次年度は大きく減収の予定。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

活動日数 255日

営業時間：午前8時30分から午後5時30分

(ウ) 実施場所

当法人施設内（一宮市八幡）

(エ) 従事者の人数

管理者1名（兼務）、サービス管理責任者1名（専従）、職業指導員（非常勤3名）生活支援員（常勤2名うち1名兼務、非常勤2名うち1名兼務）就労支援員（常勤1名）

(オ) 延べ契約者数 36名

定員20名 3月31日時点 契約者数 17名

(カ) 就職者数 10名 雇用継続者数 7名

(キ) 就職者以外の契約終了者数 9名（内5名はB型アセスメント利用者）

(ク) 収益 給付費 42,599,126円

職業支援収入（企業より） 4,571,621円（B型、生活介護分含む）

(Ⅲ) 多機能事業所「ステージ」（就労継続支援B型事業・生活介護事業）

(ア) 事業内容

（就労継続支援B型事業）

通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて

支援を行った。

能力向上した利用者家族より今後の意向を確認しているが一般就労への明らかな希望の声がない。籠屋から福森へと移転して1年が経過し作業活動、レクリエーション活動、運動等順調に流れている。請負作業数も荷物を置く場所も広くなったことで以前以上に数量を増やすことが可能になり、新規の作業を増やしている。職員も充足しており工賃向上のための営業活動にも出たが新型コロナウイルス感染拡大により受注見込みがない。施設外就労の問い合わせも感染防止のため受け入れ事業所がない状況ではあるが、工賃は安定して支給できている。

(生活介護事業)

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、清潔保持・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行った。

籠屋から福森に移転し、障害特性に配慮して個別のスペースを工夫して支援できるようになり、利用者・職員ともに快適に活動できている。小部屋で分かれていることもあり伝染病、感染症対策も工夫できた。3月より特別支援学校卒業生が利用開始。利用定員を9人に増員したことにより、次年度卒業生の実習の希望を受け入れ、長期休暇時の体験利用も受け付けている。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振り替営業をする。

活動日数 255日

営業時間：午前8時30分から午後5時30分

(ウ) 実施場所

当法人施設内 3月25日より福森に移転

(エ) 従事者の人数

管理者 1名(兼務)、サービス管理責任者 1名、生活支援員 8名(B型常勤兼務1名・生活介護常勤1名、非常勤5名)、職業指導員 1名(常勤)、看護師1名(非常勤専従)

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

訓練等給付費支給決定者 定員 20名(B型 14名・生活介護 6名)

R1年3月31日 契約者数 B型 10名

生活介護 7名

(カ) 収益

就労継続B型 13,312,115円

生活介護 21,056,606 円

⑤-2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

(I) 計画相談支援事業

「ピース」

「こどもセンター ひかりの子」 (実質休止) 契約数 1名
収益 14,883 円

(ア) 事業内容

障害福祉サービス等を申請した障害児・者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った。サービス等利用計画作成費に対する報酬が低く、全国的に計画相談は運営が厳しい。また、相談支援専門員を採用することも難しく業務も圧迫している状況が続いている。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 255日

営業時間：午前9時から午後6時

(ウ) 実施場所

当法人施設内「ピース」3月25日より福森に移転

(エ) 従事者の予定人数

管理者 1名（兼務）、相談支援専門員（常勤）1名

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人員

サービス利用計画作成費支給決定者 114名

令和1年度利用終了者数 12名

(カ) 収益 6,097,125 円

⑤-3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

一宮市委託事業 「一宮市障害者相談支援センター ピース」

(ア) 事業内容

障害者、障害児またはその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与する事業または権利擁護のために必要な援助を行った。

(イ) 実施日時

通年（毎週土、日、国民の休日と指定する休業日を除く 9 時～17 時 00 分）

営業日数 241 日

（ウ）実施場所

当法人施設内（一宮市八幡）

一宮市基幹相談支援センター（一宮市桜・思いやり会館）

（エ）従事者の人数

管理者 1 名（兼務）

相談支援専門員 4 名（常勤 2 名 非常勤 2 名）

（オ）受益額

17,500,000 円（委託料）

⑥-1 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

（Ⅰ）児童発達支援事業

（ア）事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な療育、訓練を実施することで、子どもたちが地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を実施した。

（イ）実施日時

通年（土曜、日曜、国民の休日と指定する休業日を除く平日 9 時 30～13 時 30 分）

活動日数 255 日

（ウ）実施予定場所

児童発達支援 こどもセンターひかりの子（一宮市大和町荻安賀）

（エ）従事者の人数

管理者 1 名 兼務 児童発達支援管理責任者 1 名、児童指導員 5 名（常勤 3 名 兼務、非常勤 2 名）保育士（常勤 2 名 兼務 非常勤 5 名うち 1 名は兼務）、

（オ）受益対象者の範囲及び人数

介護給付費支給決定者 幼児（未就学児） 73 名 定員 10 名

（カ）収益 給付金 32,440,323 円

（Ⅱ）放課後等デイサービス

（ア）事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することで、子どもたちが地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とすることをねらいとして、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを実施。

平成 30 年 4 月より職員の資格要件の基準が厳しくなったことに加え、退職

者があったことで専門職員配置加算が請求できず大きな減収となった。

(イ) 実施日時

日曜、国民の休日と指定する休業日を除く平日 13 時 30 分～17 時 30 分、土曜日 10 時～14 時)

活動日数 283 日

(ウ) 実施場所

A. こどもセンターひかりの子 (一宮市大和町苅安賀)

B. 発達支援部 YY (一宮市福森 6 月末日に廃止)

(エ) 従事者の人数

A. こどもセンターひかりの子 (令和 2 年 3 月 31 日)

管理者 1 名兼務 児童発達支援管理責任者 1 名 保育士 2 名 (常勤 2 名兼務 児童指導員 8 名 (常勤 5 名兼務、非常勤 3 名うち 2 名は兼務)、

B. 発達支援部 YY (令和 1 年 6 月 30 日)

管理者兼児童発達支援管理責任者 1 名、児童指導員 5 名 (常勤 4 名兼務、非常勤 1 名)

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

A. こどもセンターひかりの子 通所給付費支給決定者 80 名 定員 10 名

B. 発達支援部 YY 通所給付費支給決定者 41 名 1 日定員 10 名

(カ) 収益

A. こどもセンターひかりの子 27,621,481 円

B. 発達支援部 YY 3,254,395 円 (6 月末まで)

⑥-2 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

A. 「ピース」

(ア) 事業内容

通所サービス等を申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し (モニタリング) を行った。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 255 日

営業時間：午前 9 時から午後 6 時

(ウ) 実施場所 3 月 25 日より福森

(エ) 従事者の人員

管理者 兼 相談支援専門員 1 名、

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人員

サービス利用計画作成費支給決定者 48名

令和1年度利用終了者数 3名

(カ) 収益 1,870,697円

B. 「こどもセンター ひかりの子」

(ア) 事業内容

通所サービス等を申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 255日

営業時間：午前9時から午後6時

(ウ) 実施予定場所

当法人施設内（一宮市大和町苧安賀）

(エ) 従事者の人数

管理者 兼、相談支援専門員 1名、相談支援専門員 2名（非常勤1名は兼務）

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人員

サービス利用計画作成費支給決定者 113名

令和1年度利用終了者数 4名

(カ) 収益

4,483,626円